

医療費控除を申告する際の領収書が提出不要となりました

【平成29年分の医療費控除申告の書類について】

- ① 医療費控除の明細書
- ② 医療費保険者から交付を受けた医療費通知

※②を提出する場合は、明細書の記入を省略できます。

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。詳しくは各医療保険者へお問い合わせください。

※平成29年度分は領収書の添付が不要ですが、所得税の平成31年分(町道民税では平成32年度課税)までの申告は、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。

※医療費の明細書を持参しない場合には、医療費の領収書を持参してください。

【医療費の領収書を提出しない場合について】

申告の際に、医療費の領収書を提出しない場合は、ご自宅で5年間保存する必要があります。

※税務署や町から求めがあった場合には、提示または提

出をしなければなりません。

【医療費のお知らせについて】

健康保険組合などが発行する医療費のお知らせは、次の事項が記載されたものが、申告の際に使用できるものとなります。

- ① 被保険者(またはその被扶養者)の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた人の氏名
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ⑤ 被保険者またはその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者の名称

【問い合わせ先】

財務課課税第一係
0137-62-2114

税金について困ったときは

タックスアンサー

国税庁ホームページでは、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。確定申告書作成の参考としてぜひご利用ください。

また、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。

【タックスアンサーの利用方法】

・ 国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

もしくは検索サイト「タックスアンサー」を検索してください。



【最寄りの国税電話相談センター】

確定申告期は、最寄りの税務署へ電話し、自動案内に従って番号「0」を選択すると「確定申告電話相談センター」に繋がります。

- ・ 八雲税務署
0137-63-2148
- ・ 江差税務署
0139-52-0078

南部松山衛生処理組合からのお知らせ

熊石地域のごみ処理手数料が一部変わります

■平成30年4月1日より自己搬入ごみ処理手数料を改定します。

組合(江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町熊石地区)では、事業活動で排出されるごみや、家庭から排出される粗大ごみなどの処分について、南部松山清掃センターへの自己搬入時に、ごみ処理経費の一部として、ごみ処理手数料(受益者負担)を負担していただいています。

このごみ処理手数料について、現状として家庭ごみで使用する指定容器に比べ、ごみ処理経費に対する受益者負担の割合が低いことから、全道・近隣地域の状況を踏まえ、平成30年4月1日から次のとおり、改定します。

平成30年3月31日まで 540円/100kgまで 20kg増すごとに108円

平成30年4月1日から 750円/100kgまで 20kg増すごとに150円

【問い合わせ先】熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111

